

副 本

令和2年(行ウ)第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原 告



被 告

国(処分行政庁 渋谷労働基準監督署長)

準 備 書 面 (6)

令和4年4月28日

東京地方裁判所民事第19部C係 御中

被告指定代理人

井 坂 直 子



岡 田 裕 介



近 藤 悟



徳 田 拓 也



穂 山 邦 男



元 垣 内 真 理 恵



鈴 木 健 司



被告は、本準備書面において、亡が従事した山本サービスの業務には過重性が認められず、当該業務に内在する危険の現実化として亡が心停止を発症し死亡したとはいえないから、そのことのみからも業務起因性が認められない上(後記第1の2)、それをおくとしても、亡の死亡は専ら業務外の危険であるサウナ利用に起因する可能性が高く、そのことから山本サービスの業務に内在する危険が現実化したものと認める余地がないことについて述べ(後記第1の3)、もって原告の令和3年10月14日付け第3準備書面(以下「原告第3準備書面」という。)に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語は、新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 山本サービスの業務に内在する危険の現実化として亡が心停止を発症し、死亡したとは認められないこと

1 本件認定基準における業務と疾病の因果関係

被告準備書面(1)(30ページ)で述べたとおり、業務と脳・心臓疾患の発症との間に相当因果関係を認めるための法的判断枠組みとして、当該業務に危険が内在している(「危険性」の要件)だけでは足りず、当該業務に内在する危険の「現実化」として、脳・心臓疾患が発症したことが認められる必要がある。

したがって、仮に脳・心臓疾患の発症に業務が何らかの寄与をしていることが認められる場合であっても、私的リスクファクター等(業務外の要因、たとえば喫煙・高血圧など当該労働者の私的なリスクファクターや先天的な素因、私生活上の身体的・精神的負荷等)が、より有力な原因となって脳・心臓疾患の発症をもたらした場合には、当該疾病は、業務に内在する危険が現実化して発症したものではなく、業務外に存在した危険(当該労働者の私的領域に属する危険)が現実化して発症したものである可能性が高いから、亡の死亡につき相当因果関係は認められない。

2 山本サービスの業務に過重性は認められず、現実化の要件を論じるまでもな

いこと

亡■が従事した山本サービスの業務が、本件認定基準に照らし、発症直前の異常な出来事や発症前の業務の過重性は認められず、亡■の心停止の危険が内在しているということとはできないから、そのことのみをもって、亡■の心停止は山本サービスの業務に起因するとはいえないこと、そのことは、仮に、亡■が本件家事について山本サービスに雇用されていたとしても結論において同じであることは、被告準備書面(1)(37及び38ページ)及び被告の令和3年5月20日付け準備書面(3)で述べたとおりである。

3 亡■の死亡は専らサウナ利用に起因する可能性が高いこと

(1) はじめに

前記2で述べた点をおくとしても、以下述べるとおり、亡■の死亡は専ら業務外の危険であるサウナ利用に起因する可能性が高く、山本サービスの業務に内在する危険が現実化したものと認める余地はない。

この点に関し、そもそも、業務と疾病等との間に相当因果関係があることについての立証責任は、保険給付を請求する被災労働者側が負うため(被告準備書面(1)・28ページ)、被告が亡■の死亡がサウナ利用といった業務外の事情に起因することの主張立証責任を負うものではないが、念のため、以下、必要と認める限度において、原告第3準備書面に反論するものである。

なお、原告は、亡■が「縄文の湯」で発見されたことは、業務と心筋梗塞による亡■の死亡との因果関係を否定するものではなく、山本サービスの業務と亡■の死亡の因果関係は認められるとした上で、被告は「低温サウナに関する原告の主張」を争っていないと主張する(原告第3準備書面1ページ、訴状18ページ)。

原告のいう「低温サウナに関する原告の主張」が何を指すのか判然としないが、これを「本件のような低温サウナによって心筋梗塞ないし心停止を引き起こされることは社会通念上、およそ考えられない」(原告第3準備書面

2 及び 3 ページ)との主張を指す趣旨であれば、以下で述べるように、被告はこの点を争う(もとより、従前の被告の主張が、この意味における「低温サウナに関する原告の主張」を認めるものでないことは明白である。))。

(2) 亡●●●の死亡時の状況

亡●●●は、平成27年5月27日の朝に●●●宅の業務を終了した(甲9・30項・17ページ)。その後、同日15時31分に府中駅前所在の温浴施設「縄文の湯」に一人で入店し、同日22時30分頃、サウナ室(以下「本件サウナ」という。)で顔にタオルをかけて寝ていた様子を目撃され、同日23時30分頃、従業員が本件サウナに入室した際に亡●●●の呼吸音に異常を感じ、心配して声掛けを行ったが返事がないため本件サウナから運び出した時点では意識がなく、救急隊が到着した時には心肺停止状態であり(乙27・265ページ)、東京都多摩総合医療センターに搬送され心肺蘇生処置を受けたが回復せず(乙28・268ページ)、同月28日午前0時43分に死亡が確認されたことが関係記録から認められる(乙29・1枚目、甲3)。

なお、検視の結果、直接死因は「急性心筋梗塞」とされたが(乙29・1枚目)、東京都多摩総合医療センターで実施された検査は採血のみで心電図等の心筋梗塞の確定診断に必要な検査は行われていないため(乙28・268ページ)、死因については「心停止」(心臓性突然死を含む。)(乙1・8ページ)とするのが妥当であることは、被告準備書面(1)(5ページ)で述べたとおりである。

(3) 検視担当医師らの医学的意見からすれば、亡●●●の死亡は専ら本件サウナの利用に起因する可能性が高いこと

亡●●●の死亡について、検視担当医師は、意見書において、「サウナ室内の出来事であり、高温から発汗し脱水状態をおこしやすく、心臓血管の血液循環が悪化する可能性あり。救急隊到着時に心肺停止、その後救命行為に反応なく、短時間の後に死亡確認がなされている。(急性、急死の状態と考え

る)」と述べ、亡~~〇〇~~の死亡がサウナに起因する可能性について言及している(乙27・266ページ)。

この点、原告は「F医師(引用者注：上記検視担当医師)は、被災者が発見されたのが、通常のサウナであると認識して意見を述べているようであり」などと主張するが(原告第3準備書面2ページ)、上記検視担当医師がかかる事実誤認をしていたといえることについて何らの確な根拠を示しておらず、根拠のない憶測といわざるを得ない。

また、東京労働局地方労災医員の杉薫医師も、「検視担当医師は、サウナ室なので高温から発汗し脱水状態を起こしやすく、その結果心臓血管の血液循環の悪化の可能性を示唆しており、その見解は妥当と思われる。」と検視担当医師に賛同する見解を述べている(乙30・2ページ)。

これらの検視担当医師らの意見からすれば、亡~~〇〇~~の死亡は専ら本件サウナの利用に起因する可能性が高いといえる。

- (4) 統計上も、サウナ浴が虚血性心疾患の発症のリスク要因であることがうかがわれ、本件サウナであっても虚血性心疾患を引き起こすリスクがあることは否定できないと考えられること

東京都監察医務院の解剖検査に関する「東京都23区内における入浴中の死亡」の調査結果(乙31)によれば、1995年から1998年までの4年間に東京都23区内で発生した入浴に関する死亡例のうち、死因別に見ると「心血管系疾患」による死亡者が最も多く(同図1・4ページ)、発生場所別ではサウナでの死亡事故も認められており(同図3・5ページ)、浴槽・サウナで入浴中の死亡例でみると虚血性心疾患の比率が高い結果となっている(同3ページ)。

そして、上記調査結果には、「サウナ浴は(中略)循環器疾患に対し温熱療法として応用されている」(乙31・10ページ)との記載もあるところ、温熱療法(現在では「和温療法」と呼ばれるものである。)とは、60度のサウ

ナ浴を15分実施する治療法であるとされているから(乙32・1005ページ)、上記調査結果にいうサウナ浴中の死亡例は、原告のいうような「80℃から100℃」(原告第3準備書面2ページ)のサウナに入浴中の死亡例に限られないものと考えられる。

以上からすると、浴槽・サウナ浴と虚血性心疾患の発症との間には統計上も一定の関連性が認められるのであって、浴槽・サウナ浴は虚血性心疾患を発症させるリスク要因であることがうかがわれる。

原告は、「本件サウナの温度は44℃にすぎず」、「低温サウナによって心筋梗塞ないし心停止を引き起こされることは、社会通念上、およそ考えられない。」と主張する(原告第3準備書面2及び3ページ)。しかし、上記調査結果には、「浴槽内入浴においては生理的な血圧の低下が生じ虚血性心疾患に陥りやすくなると思われる」(乙31・10ページ)との記載もあるところ、入浴時の浴槽の湯の温度は、成人であれば41ないし42度程度が通常であるところ(乙33・5ページ)、浴槽内入浴における湯の温度としては44度は一般的に高温であるといえるから、浴槽内入浴であっても虚血性心疾患に陥るリスクがあるのであれば、浴槽内入浴の湯の温度と比べて同程度ないしやや高温のサウナ浴であっても、虚血性心疾患のリスクがあることは否定できないと考えるのが合理的であって、「社会通念上、およそ考えられない」などということができないことは明らかである。

(5) 小括

以上より、亡●●●の死亡は、専らサウナ利用という業務外の危険に起因している可能性が高いものであって、このことから、山本サービスの業務に内在する危険が現実化したものと認める余地はない。

第2 結語

以上のとおり、山本サービスの業務と亡●●●の死亡との間に相当因果関係は

認められないから、本件各処分は結論において誤りはなく適法であり、原告の請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上